

令和 8 年度断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム
「断熱改修の新サービスの組成・試行に係る協働プロジェクトを行うスタートアップ事業者」
募集要領

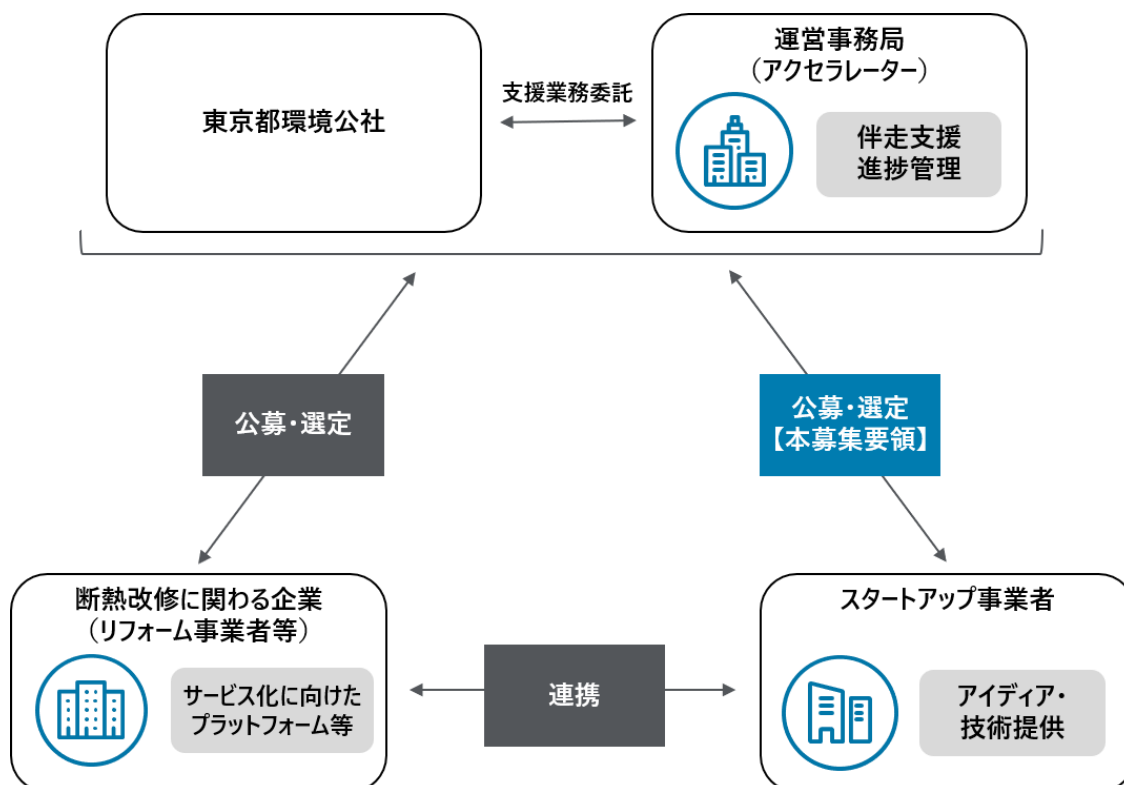
1. 事業目的

東京都は、2030 年までに都内における CO2 排出量を半減し、その先 2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロとする「ゼロエミッション東京」の実現を目指しています。この実現に向けては、住宅の省エネ対策の促進が不可欠です。

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は本事業を通じ、住宅の断熱改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、スタートアップの技術等を生かしながら、断熱改修に関わる企業（リフォーム事業者等）との連携による断熱改修の新サービスのスキームを組成・試行することで、住宅の断熱改修の促進を図ります。

2. 事業内容

本事業では、公募により選定した断熱改修に関わる企業の断熱改修を進める上での課題を深掘し、企業ニーズを把握した上で、解決に向けて協働するスタートアップ事業者の募集・選定を行うとともに、両者がより有意義な協働プロジェクトを組成・試行できるよう運営事務局が支援いたします。実施スキームは以下のとおりです。



3. 年間スケジュール

断熱改修に関わる企業 (リフォーム事業者等)	スタートアップ	スケジュール
公募期間		令和 8 年 6 月 30 日～8 月 31 日
審査・選定		令和 8 年 9 月上旬
	公募期間	令和 8 年 9 月 24 日～10 月 7 日
	審査・選定	令和 8 年 10 月上旬～10 月下旬 (予定)
	助成金交付申請の手続き	令和 8 年 10 月下旬～11 月下旬 (予定)
組成・試行の伴走支援	組成・試行の伴走支援	助成金交付決定通知日～令和 9 年 2 月下旬頃※ 1 助成金交付決定通知日～令和 10 年 1 月中旬 ※ 2
結果とりまとめ	結果とりまとめ	令和 9 年 3 月上旬頃予定※ 1 令和 10 年 1 月中旬 予定※ 2
	助成金実績報告の手続き	助成事業完了後すみやかに提出 最終期限：令和 10 年 3 月 31 日

※ 1 実証・事業化支援（令和 9 年 1 月に公募開始予定）前に組成・試行を完了し、当該事業へ応募する場合に想定される事業完了時期

※ 2 ※ 1 以外（実証・事業化支援（令和 9 年 1 月に公募開始予定）へ応募しない）の場合に想定される事業完了時期

4. 支援内容

本事業では、公募により選定した断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者による協働プロジェクトに関して両者がより円滑かつ有意義に協働プロジェクトを組成・試行できるよう、運営事務局が調整役や技術面でのサポート（以下「伴走支援」という。）を行います。具体的には、新サービスの創出に向け、計画作成から実行、結果のとりまとめにおいて、運営事務局が以下に関する助言等を行います。

- ① 連携モデル創出に向けたファシリテーション支援
- ② 進行支援
- ③ 法規制等の外部専門家の紹介
- ④ プロトタイプ製作に関わる設備・機材手配の支援

5. スタートアップ事業者に対する助成金制度

- スタートアップ事業者における実施に係る費用は、審査を行った上で支援します。
- スタートアップ事業者1社あたりの助成金交付額の上限は500万円となります。ただし、スタートアップの資産取得につながるものは対象外とします。
- 助成対象経費の精査は助成金交付申請時に行います。詳細については、「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム助成金交付要綱」及び「助成金交付申請・実績報告ガイド」をご確認の上、ご不明点については運営事務局までお問い合わせください。

<主な費用の例>

経費区分	主な事例
人件費	本事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（パート・アルバイトを含む） ※運営費の助成対象期間開始日より前に雇用した者を含む。
工事費・設備費	本事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費（納品の際の配送費を含む）
備品費・消耗品費	本事業にのみ使用する専用工具、装置の購入費、試作用の材料費（購入を行う際の配送費を含む）
委託費	システム外部開発、データ分析など、外部業者へ委託する費用
賃借料	事業実施のために一時的に借りる作業場や機器のレンタル・リース料
使用料	クラウドサーバー（AWS等）の利用料、必要なSaaSツールのライセンス料
印刷製本費	成果報告書、実証実験用のアンケート・チラシの印刷代

6. 募集対象

住宅の断熱改修を進めるための協働プロジェクトの推進に取り組み、課題解決および社会実装に意欲的であり、以下の（１）から（５）までの全てに該当する企業を募集します。

- （１）別表１「スタートアップ事業者の適格要件」を満たす事業者であること
- （２）協働プロジェクト創出に向けた断熱改修に関わる企業とのワークショップなどに参加し、連携すること
- （３）本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること
- （４）自社の持つ経営資源（技術、ノウハウ、顧客ネットワーク、施設等）を積極的に活用できること
- （５）スピード感を持って、他企業等との連携に取り組み、令和８年度末時点で成果について情報発信ができること

7. 断熱改修に関わる企業のご紹介

断熱改修に関わる企業は、「株式会社クレバリーホーム」、「大東建託株式会社」及び「株式会社ツクルバボックス」（五十音順）となります。また、断熱改修に関わる企業における取組テーマ及び課題は以下の通りです。詳細は事業ホームページをご覧ください。

ホームページを確認していただいたうえで、不明点・確認事項がある場合は、「11. 問い合わせ先」まで、ご連絡をお願いいたします。

事業ホームページURL：<https://www.dannetsu-accelerator.tokyo-co2down.jp/>

断熱改修に関わる企業	取組テーマ
株式会社クレバリーホーム	断熱改修の「効果の見える化」と「施工品質の標準化」を軸とした、フランチャイズ型断熱リフォームサービスの創出
大東建託株式会社	賃貸住宅における持続可能な断熱改修と省施工スキームの構築
株式会社ツクルバボックス	中古マンションの「省エネ基準適合住宅」化による新たな価値創出

8. 応募方法

応募を希望する企業は、下記応募書類を締切日までに事務局メールアドレス宛に添付ファイルにてメール送付ください。事務局より、受付完了メールを返信しますので、ご確認ください。なお、複数の断熱改修に関わる企業に対して応募することが可能ですが、その場合は断熱改修に関わる企業1社ごとに応募様式を作成して提出してください。また、応募様式に希望順位の記載を頂くようお願いいたします。

※希望順位は、同点だった場合等の参考とさせていただくものであり、必ずしも希望順位どおりに決まるものではありません。

※ メールに応募書類を添付できない場合は、ファイル共有ツールのダウンロード先リンクを事務局までお送りください。

※ 締切：令和8年10月7日（水）23:59

< 応募書類一覧 >

No	資料名	記載事項
様式1	エントリーシート (必須)	事業者名、所在地、連絡先等を記載
様式2	企画提案書 (必須)	プロジェクトの概要、ビジネスモデル、プロジェクトにおける検証内容、推進体制、スケジュール等を記載
任意様式	補足説明資料 (任意)	様式2「企画提案書」について実現可能性の根拠となる情報（貴社の有する技術の独自性・新規性や過去実績等を想定）の補足となる資料を添付したい場合は合わせてご提出ください。 なお、補足説明資料で追加説明を行う該当箇所については、審査を行う者が容易に判断できるよう、様式2「企画提案書」内に付記してください。 提出は任意となります。

※ 助成金の交付のためには、別途交付申請等の手続きがございます。詳細は東京都環境公社 地球温暖化防止活動推進センターHPの「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム助成金交付要綱」をご確認ください。

東京都環境公社 地球温暖化防止活動推進センターHP：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/dannetsu-accelerator/>

9. 選考について

以下の審査基準に基づき、原則書類による審査を通して、プログラム支援対象となる企業を3社選定します。審査には、外部有識者が審査員として参加します。なお、応募多数の場合は、プレゼン審査を行うことがあります。

選定については、選定事務局が応募書類をもとに、断熱改修に関わる企業に対し、応募のあったスタートアップ企業に係るヒアリングを実施したうえで、外部有識者による審査を実施します。

※ 運営事務局が必要と判断した場合は、断熱改修に関わる企業との面談を実施することがあります。

<審査基準>

項目	審査基準	点数
① 新規性	・住宅の断熱改修に関わる企業との連携内容に独自性・差別化要素があり、新たな価値創出を期待できるか。	10
② テーマとの合致度	・スタートアップが保有、提案する技術・サービス等が、住宅の断熱改修に関わる企業が掲げる事業テーマ・課題と合致しているか。	20
③ 事業拡張性	・創出を目指す新サービスが消費者側の課題（断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど）の解決に資するものであり、多くの都民の利用が見込まれるか。 ・継続的かつ安定的に市場へサービスを供給できる体制（人材・施工・供給網等）が具体的かつ現実的に検討されているか。	10
④ 実現可能性	・住宅の断熱改修に関わる企業の経営資源・リソースを活用し、新たなサービスの創出ができるか。 ・創出を目指す新サービスが、断熱改修に関わる企業のみならず、断熱改修の担い手である工務店等の課題（断熱改修の促進や、人手不足、専門知識不足など）の解決に資するもので、該当する事業者等の利用が見込まれるか。	15
⑤ 本事業の理解度	・本事業による住宅の断熱改修促進を通じて目指す姿について、理解しているか。	5

10. 留意事項

(1) 以下の場合には、選考対象外とさせていただきますので、御了承ください。

- ・応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
- ・暴力団等反社会勢力との関係を過去又は現在において有している場合
- ・応募内容に不備がある場合
- ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他公社及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(2) 本支援プロジェクトとして採択された際には、採択を受けた断熱改修に関わる企業・スタートアップ企業及びプロジェクト名、プロジェクト概要を公表し、HP 等に記載する場合があります。企業名等の公表に同意できない場合は、採択を取り消します。

(3) 採択プロジェクトの審査、選定及び承認に関して、公社及び運営事務局は採択プロジェクトの事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

(4) 本事業については、関係法令等を遵守し、選定されたプロジェクトチーム（断熱改修に関わる企業、スタートアップ企業及び協力企業等）の責任で実施していただきます。実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、当該プロジェクトチームがその費用を負担することとします。また、法的な確認等が取れない場合、採択見送りとなることがあります。

(5) 採択された場合には、以下のア～ウにご協力ください。

ア 事務局との定期的なミーティング（月に1回程度）を実施し、進捗状況や課題等についての共有・協議の場を設けること

イ プロジェクト結果を検証するための、事後調査（アンケートやインタビュー）や、プロジェクトで得られた情報等（個人情報を除く）を必要に応じて提供すること

ウ 本事業を広く PR することを目的とした、プロジェクト期間中の映像撮影や、当該映像等の公表等、本事業の取組に係る情報発信に関すること

(6) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、本事業実施にあたって必要な範囲で共有、利用されます。応募情報を事前の同意なく東京都、公社及び運営事務局以外の第三者に提供することはありません。

(7) ご提出いただく応募様式及びその他関連資料は、選考に用いるため、断熱改修に関わる企業及び外部有識者に共有します。

11. 問い合わせ先

断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム運営事務局

メール：dannetsu-accelerator-tokyo_jimukyoku@tohatsu.co.jp

※本事業は公益財団法人東京都環境公社からデロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社が受託し、運営しています。

【別表1】スタートアップ事業者の適格要件

(1) 本事業におけるスタートアップの定義

概ね創業（第二創業を含む。）10年を超えず、応募時点で株式市場において未上場であること。

(2) 本事業におけるスタートアップの選定の諸条件

- ・日本国内に拠点を有していること。
- ・東京都内において事業展開を行っていること。又は行おうとしていること。
- ・既に売上計上しているプロダクト・サービス（断熱のプロダクト・サービスでなくても良い。）を有する事業者であること。
- ・プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、財務状況が健全であり、本事業を事業期間内に遂行できる見込みがあること。
- ・同一事業期間内に、本事業に対する国や他の地方自治体からの同一の委託や助成を受けていないこと。
- ・東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- ・法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ・本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。
- ・円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できること。また、断熱改修アクセラレーターや企業等の関係者との密な連絡体制を確保できること。
- ・協働プロジェクトのための打ち合わせ、定期的な進捗報告、成果報告（成果報告会への出席など）等に取り組むこと。
- ・本事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く。）。